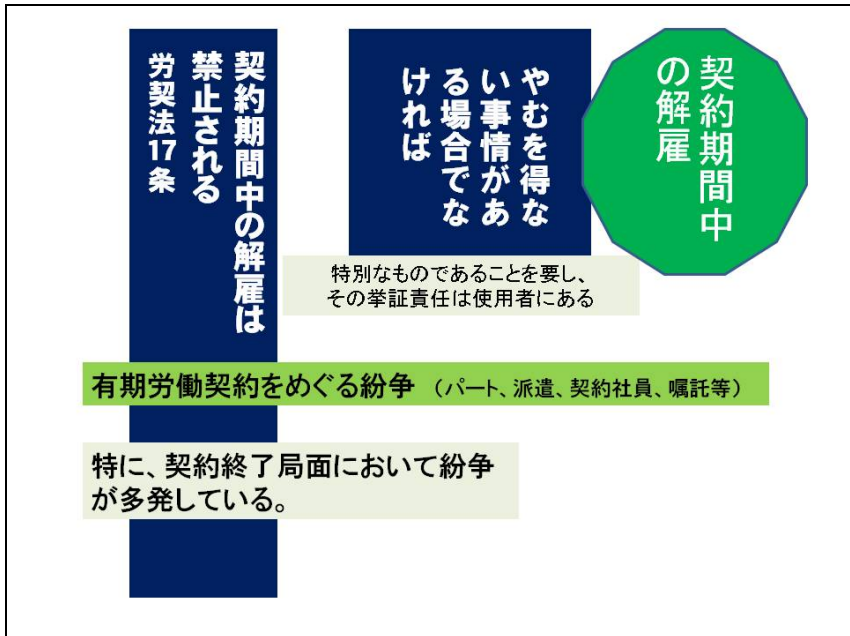


8-5 有期労働契約の期間中の解雇（労契法 17 条）



(1) 労働契約法第 17 条 1 項は、「使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない」と規定した。この規定に反する特約は無効となる。

本条は、使用者に対する解雇制限の規定であるから、労働者がする辞職には及ばない(民法 628 条の拘束は受ける)。本条にいう「やむを得ない事由」とは、約束を守るという基本的な信義に反して、期間満了を待たず直ちに契約を解除しなければならないだけの特別な事由がなければならないのは当然であり、それは、期間の定めのない労働契約の場合における解雇の「客観的に合理的な理由を欠く」という場合の「理由」と比較して、さらに、限定されたものとなる。なお、やむを得ない事由があることについての挙証責任は、使用者が負う。

(2) 第 17 条 2 項は、(有期労働契約について)「必要以上に短い期間を定めることにより、その労働契約を反復して更新することのないよう配慮しなければならない」(配慮義務)と定めた。平成 15 年厚生労働省告示第 357 号「4 契約期間についての配慮」において、同種の指針が示されていたが、これまで、法律上の規定は存しなかった。